

皇室制度史料編纂ノート — 刊本テキストの補訂 —

皇室制度調査室

皇室制度調査室では、現在『皇室制度史料』儀制編（踐祚・即位、大嘗祭）の編修を進めている。本書の編纂に当たっては、掲載する史料の写本が複数ある場合は、調査を行い底本を定めている。この過程において得られたいくつかの新知見を編纂ノートとして報告したい。具体的には、刊本として翻刻出版され、一般に広く利用されている大日本古記録本『小右記』、故実叢書本および神道大系本『江家次第』、続群書類従本『高倉院御即位記（清原頼業記）』の三史料の本文補訂について紹介する。なお、一・三は高田義人、二は神戸航介が執筆した。

一、東山御文庫本『即位叙位部類記』所引「小右記逸文」

小右記の逸文収集については、先学による蓄積^①があり、『大日本古記録』十一に「小右記逸文」として収録され、その後も丸山裕美子^②や石田実洋^③によって追加されている。ここで紹介する条文も、大日本古記録の「小右記逸文」や『大日本史料』において、『三槐抄』下・裏書として、数行のみ指摘されている。いま東山御文庫本『三槐抄』裏書よりその部分を示すと次の通

りである。

帯弓箭之人不取筥文敷事

御即位敷、

寛弘八年十月十五日、叙位儀云々、小記云、余帯弓箭取筥書參上儀、

可無便宜、亦忽難尋知前例、若可執筥事者、可取副弓於筥、進退有煩、

仍不着議所、以此案内触皇太后宮大夫、答云、尤然事也、但着議所宜

敷者、余答云、着議所、中間不可留也、前例不可執筥書之人留陣頭等

也、大夫諾矣、

ところが、東山御文庫本『即位叙位部類記』に引かれる記主未詳の寛弘八年（一〇一一）十月十五日条（口絵写真1・2）が、この逸文と、若干の文字の異同はあるものの、ほぼ合致することが判明した。したがって『即位叙位部類記』に引用される記主未詳の記事は『小右記』寛弘八年十月十五日条と認められる。以下、小右記逸文と合致する箇所を太字にし、全文を掲載する。

寛弘八年十月十五日、甲寅、召使云、今日叙位儀、参内、比到陣頭、左中弁着陣、内大臣相統着陣、左大臣已下移着議所、此間右大臣参入逐着、余帯弓箭取筥書、參上儀所無便宜、亦忽難尋知前例、若可執筥書者可取

副弓、進退有煩、仍不着議所、以此案触皇太后宮大夫、答云、不可然事也、但着議所、中間不可留也、前例不可執筥書之人留陣頭者也、大夫諾若、諸卿悉着議所、余參上殿上祇候、頭弁者御元服從御匣殿未賣參、因之不召諸卿、々々已及黄昏僅有召卿參上、大納言三人道綱、公任、齊信、執硯・筥書等、見參相府着御前了、余加署、三丞相応召着簾下円座云々、召源納言俊賢仰院御給事、皇太后宮御給々資平事、大夫以頭弁令奏、依出御被申左大臣、將監申次第了、二藤有宗、三藤敦業、四藤仲重、但有宗雖有所望可讓下藤之由、令申了、頼正、保信依御馬騎有不可給爵氣之、仍被問次々着次、余申云、置第一者六可給有宗者也、依定申給有宗、資平事者合、若依諸院宮御給不可賜四位加階歟、先日有此云々、宛始議了、諸卿退下、皇太后宮大夫行入眼事、左大臣取副叙位簿於笏、出取上侍所授皇太后宮大夫、其後撤筥書、皇太后宮大夫執副叙位笏、經南殿北廂向陣、大夫云、若可經階下歟、余答曰、殊不見經階下、仍用北廂可入事、侍從中納言可行之、而拾遺依明日御即位宣命後不可祇候、平称有病者早出、本文中「(脱アルカ)」とした箇所は、文意から「議所」と「中間」の間に従来指摘されていた逸文中の「宜歟者、余答云、着議所」の字句が脱落しているのではないかと推定した。

また、日付について、大日本古記録や『大日本史料』では「十九日カ」と校訂するが、当条より干支が「甲寅」とあることから、十月十五日が正しいしたがって『大日本史料』で十月十九日の女叙位の記事と推定していたが、十五日の即位叙位の記事であることが明らかとなった。

なお、小右記逸文の収載される東山御文庫本『即位叙位部類記』について触れておく。本書は、管見の限りでは東山御文庫本以外に同じ写本を見い出

せない。内容は、①寛弘八年十月十五日条、②長和五年(一〇一六)二月六日条、③長元九年(一〇三六)七月六日・七日条、④寛徳二年(一〇四五)四月六日条、⑤延久四年(一〇七二)十二月二十八日条、⑥保安四年(一一二三)二月十五日・十六日条を収め、いずれも即位叙位に関する記事である。記録名の記載はないが、①は前述のごとく小右記逸文、②は『権記』逸文であり、すでに倉本一宏『藤原行成「権記」(下)全現代語訳』に収載されている。⑥は『御即位叙位部類記』により「朝隆卿記」であることが判明する。⑤は源師房の日記『土右記』逸文ではないかと考えている。③④は未詳である。

二、『江家次第』卷十四踐祚上 建礼門行幸

『江家次第』は大江匡房の手になる平安時代後期の儀式書で、古代の儀式研究において必読の書といえる。主要な古写本としては尊経閣文庫所蔵の卷子本および永正年間書写の冊子本があるが、卷五・六・十四は両者ともに欠けており、特に卷十四は、古写本のみならず新写本にも良質な写本が少ない。一般に普及している活字本のうち、新訂増補故実叢書本は国立公文書館所蔵の紅葉山文庫本を底本として承応二年(一六五三)版本をもって補訂し、神道大系本は承応二年版本を底本としつつ数本の写本をもって校合したという。紅葉山文庫本は二条家旧蔵本を謄写した二十冊の慶長写本で、新写本の中では現在最も重視されている。

卷十四踐祚上は讓位・固闕・坊官除目・建礼門行幸・御即位・大嘗会御禊からなる。このうち今回紹介するのは建礼門行幸、すなわち即位由奉幣使発

遣のため、天皇が建礼門に行幸し行う儀式の記述である。故実叢書本四〇二頁下段十三行目には、

内侍渡剣之後、居璽又如此、齋部左手所取、ト、部又以左右手取之、

とあり、神道大系本も同様である。即位由奉幣では、天皇がまず南殿に出御し、そこから輦に乗り建礼門まで行幸する。当該箇所本文は、行幸に同座する劍璽を輦中に置く場面なのだが、割註は建礼門に出御した天皇が齋部・卜部に幣帛を授ける際の所作であると思われる、全くつながらない。天皇が南殿を発して建礼門に至り、御手水の後、使者に幣帛を授けるまで、かなりの脱文を想定しないと読めないのである。刊本が依拠した紅葉山文庫本および承応二年版本を確認したところ、刊本のとおりであった。

そこで当部所蔵壬生本（函架番号・F一〇一―二八八）を確認したところ、現行刊本にはない記文が存在した。以下、その部分の翻刻を載せる。

内侍渡剣之後、居璽又如此、

次上乘御、東面、無警蹕、

東豎取御挿鞋、元候簀子敷西二間、

女房六人下自殿西橋、着深履參御幄、今案、可、用淺履歟、

次入御璽、次將閉輦戸退下、此間左右近開承明門、公卿為先下臈前行、出自承明中戸、

若可出左扉歟、大将可用中扉、

公卿列立建礼門北、南上西面、左右大将列立建礼門南、帳北主殿開輦門、掃部敷筵於御幄北、

主上下御幄、左右大将経幔北褰東方子午幔、着公卿座、御輿退案承明門西南幄北妻、

公卿等出自春華門着公卿幄、左右兵衛出自月花・修明分衛、

次御手水、主水司於帳北二間下獻之、

藏人頭取打敷々輕幄前円座前、件円座取大床子円座敷之、即為、御座、件打敷以南北為妻、延久二条大関白説也、若可為東西妻歟、

五位藏人奉御手巾并棧、

次洗御手給、以御口当椽榑、御手水撤了、口令嗽口御、

出御南幄東第二間御屏風前高麗半帖、先令拝御幣給、二段再拝、

次天皇召云、舍人、二声、両音間三息許、大舍人四人於東幄外称唯、少

納言代之着第二版、天皇宣、中臣・齋部召セ、少納言称唯、左廻退出、

中臣・齋部入自同幄門立版、天皇宣、忌部参来、忌部称唯進於簀子下、

脱履昇板敷、膝行取外宮幣、退出簀子、卜部来、則授幣、齋部左手所取、ト部又以左右手取之、

壬生本は目録・補遺を含めた全二十二冊の冊子本で、奥書等はないが江戸初期の書写とみられる。壬生本における当該箇所の形態は、巻十四の墨付13丁表の末尾に「内侍渡剣之後、居璽又如此」とあり、13丁裏から14丁表にかけて右の記述があり、最後の割註のうち「齋部」までが14丁表、以降が14丁裏となる。紅葉山本の当該箇所をみると、24丁表の最終行が「内侍渡剣之後、居璽又如此」で、24丁裏の1行目が「齋部左手所取、ト部又以左右手取之、」の割註であるから、冊子の見開き一ページを脱していると考えればよい（紅葉山本の親本である二条家本も冊子本であったことになる）。この誤脱を承応二年版本が引き継ぎ、現行刊本に継承されたのである。

なお、壬生本以外で管見に触れた新写本では、京都学・歴彩館所蔵本や、国立歴史民俗博物館所蔵田中本にもこの記文は存在する。つまり紅葉山本固有の誤りで、未見の新写本にもこの記文はあるのではないかと推測している。ちなみに当部所蔵鷹司本（函架番号・二六六一五〇一）は版本であるが、当

該部分には脱文を補写した貼紙がある。

新出の記文を補うことで当該箇所は矛盾なく読め、即位由奉幣の儀制の定型を復原することが可能となる。『江家次第』ほどの基本史料においても、既存の刊本にこれほど長大な脱文が存在することは驚くべきことであろう。^(補記)

三、統群書類従本『高倉院御即位記』の本文錯誤

当記は統群書類従巻二七二に収載される清原頼業の日記である。仁安三年(一一六八)二月二十二日条・三月八日条・三月二十日条より構成される。

このうち三月八日・二十日条の本文に欠落箇所と混入等の錯誤があり、これは刊本の底本にあたる当部所蔵本も同じである。底本は六条天皇(師元記)・高倉天皇(頼業記)・安德天皇(頼業記)の即位記を収め、万治二年(一一六五九)十一月八日付左少弁藤原某の本奥書があり、「禁御本 新写」を借りて書写した旨を記す。しかし、同じ欠落・錯誤のある「頼業記」本文を有する禁裏本は、現東山御文庫本には見い出せない。

統群書類従本以外にも「頼業記」兩日条を収載する部類記などと同じ欠落・錯誤がみられる。主要な写本を挙げると次の通りである。

- 国立公文書館所蔵『御即位部類』一冊¹⁵⁾
 - 国立公文書館所蔵『御即位部類』一冊¹⁶⁾
 - 国立公文書館所蔵『記録部類』二九〇所収『御即位記』一冊¹⁷⁾
 - 国立公文書館所蔵『頼業記抜粹』一冊¹⁸⁾
 - 京都大学附属図書館所蔵『頼業記』一冊¹⁹⁾
- ところが調査をしてみると、左の如く正しい本文を伝える写本も存在する。

東山御文庫本『御即位部類記』一冊²⁰⁾

国立公文書館所蔵『頼業記抜粹』一冊²¹⁾

東山御文庫本『大外記頼業真人記』一卷²²⁾

これらによって当記の欠落・錯誤を補訂することができる。

問題となる本文の箇所を明確にするため、東山御文庫本『御即位部類記』所収「頼業記」の正しい本文を上段に、欠陥のある統群書類従本『高倉院御即位記』の本文を下段に配列して作成した【図1】によって比較してみたい。

① 錯誤箇所

『高倉院御即位記』仁安三年三月八日条の本文A部分の後に、本来あるべきB部分(図版3・4)がわずか一行程度を残しほぼ欠落し、代わりに三月二十日条の本文E部分が混入している。これを示すと次の通りである(文字は前掲諸本によって校訂)。

^(A部分)「三月八日、庚午、今日告御即位由伊勢幣也、午初参陣、先是左大臣殿

着左仗座、先是藏人光雅、大炊頭師高、六位外記・史参入也、此間仰少

内記藤原能資、^(文章生、大内記)令進宣命草也、大臣覽了、令内記内覽、次

召外記、頼業参進、被仰可持参ト申之由、^(E部分)「弁備畢由退出、^(于時猶)頃之

被上御簾、^(令數掃部寮軾、被仰)次外記師高進軾、申二省筥取代官、^(式部大輔代)

朝臣、^(少輔代散位藤原朝臣懷家、丞代大膳少進惟宗憲光・大炊少允中原俊兼二人也、一人)

不申云々、^(師元説也、未聞此説、兵部輔代散位菅原朝臣用仲、丞代刑部少録中原資家、)

内弁装束了、乍立令外記申之云々、其後内弁^(有笏紙、又取副)入昭訓門、^(府下)

敦経・番長同敦直等門外追前、不入、^(降壇下、練歩西行数歩、更向坤斜行、入)

内、^(袷衣、狩胡録、蘇芳袴、藁腰巾、)帷北頭^(柱東、)着座、^(西面、)此間撰政殿出殿南榮令見

北端、^(納筥、)内記又令使部置位記筥於案上、南端、兵部在下、式部二在中、式部

一在上、重置之、皆解緒也、内弁帷後敷外記・史座、^(依狼藉不着之、且又)

^(嘉承・保安・永万等)

【図1】

<p>A 三月八日、庚午、今日告御即位由伊勢幣也、午初參陣 内覽、次召外記、頼業參進、被仰可持參下申之由 (約5行)</p>	<p>B 称唯退出、次少外記中原師高稱、串二枚於宮、 内合宣、 (約19行)</p>	<p>C 弁俊経朝臣問幣物具否、 二三萬令与奪近日公事也、 (約33行)</p>	<p>D 仁安三年三月二十日、壬午、天晴今日御即位也、装 少外記中原師高稱進内弁休幕壇上申請儀 (約76行)</p>	<p>E 弁備畢由退出、 当輦南頭立、北面、内弁宣、式ノ省兵ノ省召セ、頭称唯 (約17行)</p>	<p>F 退着本座、次式部少丞橋仲俊、兵部少丞源忠光 先之醫立殿内、 (約37行)</p>	<p>G 出自左右軒廊、入殿北面東西戸着床子、 如日讀不主殿、 (約36行)</p>	<p>H 其後於飛香舍被行皇太后宮職官司除目云々、 (約29行)</p>
<p>A 三月八日、庚午、今日告御即位由伊勢幣也、午初參陣 内覽、次召外記、頼業參進、被仰可持參下申之由、 (約5行)</p>	<p>B 弁備畢由退出、 当輦南頭立、北面、内弁宣、式ノ省兵ノ省召セ、頭称唯 (約15行)</p>	<p>C 弁俊経朝臣問幣物具否、 二三萬令与奪近日公事也、 (約31行)</p>	<p>D 仁安三年三月二十日、壬午、天晴今日御即位也、装 少外記中原師高稱進内弁休幕壇上申請儀 (約78行)</p>	<p>E 弁備畢由退出、 当輦南頭立、北面、内弁宣、式ノ省兵ノ省召セ、頭称唯 (約15行)</p>	<p>F 欠</p>	<p>G 出自左右軒廊、入殿北面東西戸着床子、 如日讀不主殿、 (約39行)</p>	<p>H 欠</p>

【高倉院御即位記の構成】(半丁9行の書写)

例也、^①志徳立床子、今度可准彼例、而依左府仰
量之由、大夫史所語也、立床子之時必可着也、
床子、位袍、螺鈿劍、平、其南立鉦、其南立鼓、
内豎頭大學允源定基、除香、着昭訓門壇下北平數座、
内豎頭於座称唯進、^②經上官座後、兵庫頭座上方、
宣、式ノ省兵ノ省召セ、頭称唯、^③「小槻有頼等出立、
非行事其□怪也、」^④「弁俊経朝臣問幣物具否、
參否、申皆參之由、(以下略)」

当然のことながら文意は通じなくなっている。丁数に換算するならば、一
丁分程度の錯簡に相当するが、このような錯簡が生じた原因は未詳である。
②欠落箇所

『高倉院御即位記』三月八日条は、前述のようにB部分がわずか一行程度
を残して欠落。残っている部分は、本来割書の左側にあたり、そのことがこ
の部分が残った原因と関係があるかもしれないが、定かではない。

三月二十日条には、かなりの欠落がある。【図1】で示したように、本文
が欠落しているF部分は約三七行、H部分は約二九行となる。丁数に換算す
るならば、F部分は約二丁分、H部分は一丁半分の欠落が想定できるが、単
なる書写時の脱行にしては規模が大きく、その詳細は不明である。

以上、続群書類従本『高倉院御即位記』の本文には、大きな欠陥があるが、
他の写本により補訂できることを述べてきた。利用に当たっては、本稿で示
した正しい本文を伝える写本を参照する必要があることを強調しておきたい。

註

(1) 渡辺直彦・河内祥輔「『小右記』『権記』逸文」(『東京大学史料編纂所報』九、

- 一九七五年)。渡辺直彦『吏部王記』『小右記』『権記』補遺(『日本歴史』三三二、一九七六年)。木本好信『小右記』最下限逸文(『平安朝日記と逸文の研究』、桜風社、一九八七年(初出一九七九年))など。
- (2) 丸山裕美子「甘露寺親長の『遷幸部類記』について―『小右記』『春記』『江記』逸文紹介―」(『史学雑誌』一〇五―八、一九九六年)。同「『遷幸部類記』の基礎的研究」(『愛知県立大学文学部論集(日本文化学科学編)』五四、二〇〇六年)。
- (3) 石田実洋「東山御文庫本『御産記』寛弘六年十一月(小右記)の紹介」(田島公編『禁裏・公家文庫研究』第一輯、思文閣出版、二〇〇三年(初出二〇〇一年))。
- (4) 函架番号・勅封一五三―五八。
- (5) 函架番号・勅封一四一―五九。
- (6) 倉本一宏『藤原行成「権記」(下)全現代語訳』(講談社学術文庫、二〇二二年)。
- (7) 国立公文書館所蔵万里小路本(函架番号・古四六―七八〇)、書陵部所蔵九条本(函架番号・九一五―一〇二)ほか。
- (8) 根拠は以下の通り。①記述内容から、記主は公卿とみられ、関白や左大臣ではなく、かつ本文に実名で登場する公卿でもない。②「大納言頭房」を「相具」して陣に着すとの記述から、彼より上位もしくは何らかの関係のある人物とみられる。以上の条件を満たす人物として、断定はできないが、頭房の父にあたり、当時右大臣であった源師房がふさわしい。なお、本文は「延久六年」とするが、四年の誤り。
- (9) その他の『江家次第』の古写本については所功『江家次第』の成立(『平安朝儀式書成立史の研究』国書刊行会、一九八五年)を参照。
- (10) 国立公文書館デジタルアーカイブにて画像公開(函架番号・特一〇一―一六)。
- (11) 橋本義彦『江次第』(附『江次第鈔』)(『日本古代の儀礼と典籍』青史出版、一九九九年(初出一九九七年))。
- (12) 京都府立京都学・歴史館デジタルアーカイブにて画像公開(請求記号・貴一三〇五)。同資料情報には室町時代末期の書写とされているが、壬生本と同系統の新写本か。
- (13) 資料番号・H―七四三―二九五。飛鳥井家旧蔵本。
- (14) 書陵部所蔵資料画像公開システムにて画像公開(函架番号・四五三―二)。
- (15) 国立公文書館デジタルアーカイブにて画像公開(函架番号・一四五―八〇四)。
- (16) 同(函架番号・一四五―八〇七)。
- (17) 同(函架番号・一四四―四七九)。
- (18) 同(函架番号・一四五―六九六)。
- (19) 京都大学貴重資料デジタルアーカイブにて画像公開(函架番号・平松文庫本3―ヨ―1)。
- (20) 函架番号・勅封一四一―九。
- (21) 国立公文書館デジタルアーカイブにて画像公開(函架番号・一四五―六九七)。
- (22) 函架番号・勅封一四一―四二。但し、仁安三年三月二十日条のみを収める。
- (補記) 校正中、尊経閣文庫新写本(函架番号・七―五九 大、二〇冊)を閲覧する機会を得たが、当該記文は正しく存在した。また、国立公文書館所蔵小路本『大将御拝賀記』(函架番号・古三―一五二)は文明十八年(一四八六)の書写であるが、紙背に『江家次第』巻十四の一部が写されていることを知った。断片的ではあるがこれが最古写本ということになる。石田実洋「解題」(『内閣文庫所蔵史籍叢刊^{中世篇}』第五巻、汲古書院、二〇一三年)。ただし、残存部分に当該脱文にあたる箇所は含まれていない。

図版3 東山御文庫本『御即位部類記』B部分①

下給云共過折後唯次令更載其後上下分教云
 月八日庚午今日昔御即位由伊勢幣把翁稱准今初齋障
 先是左大臣殿着左付座先是藏人无雅大炊頭
 師尚六位外記史系入此圓御内記藤原能資
 大章生大内亮光範有餘障不系令進宣命草大内亮院令内記
 内院次在外記賴業進被仰才持奈卜由
 稱唯退出次外記中原師高納半上被授下合右
 進載院之上被御不用之由仰高稱准用之近伏不
 上云可遣下合資途王願源王外記不稱准像上
 宣稱唯退出忘却被守之法記不依次外記師高更

進小庭申日使至御馬由後後守而為院未知舊因
 申由上上之稱唯退出次内記滿奈上之
 院之令清書先是右賴業作日宣命草者不奉因此間
 棋故敕令奈内給後之早早書云右大辨樹後奈
 入果殿上向は座内記進清書宣命上之被仰
 可内院之由内記能資進中邊院光雅朝臣
 内院能雅朝臣光雅進宣命於内記院上之
 此座院上就中内記能資因步同左辨唯賴
 奈入殿下經南殿會子出西門於合泉油路於奈車
 檢押自大門出大宮侍傳内給昭慶門令

図版4 東山御文庫本『御即位部類記』B部分②

着小安殿給兩大蓋殿上侍臣共律處後殿下令
 出門給之間左大臣曾振個經南階前中門邊東門東門
 出西門於二条坊川東車西行至大宮入侍賢門
 准大内院次能資而進其後伊勢幣自北方奉會大文隆能光奈入有傳門嘉喜門着北廊座
 上之受傳之間存并後經朝臣合史大内院威名史
 小概有款奈之府損過給度威非行奉其性先呂左中
 辨後經朝臣同幣物具否以呂後次外記賴業被同
 使奈否申皆奈之由又御日使至御馬給稱唯
 炊退之處密被仰日晴儀着東福門座之時有佳
 庭之由所存中分明之由退此同權中納言實園
 御奈入被奈小安殿方殿小御祿不吉所令藏人
 頭於右中平信範朝臣自小安殿方奈職令呂使
 方晴之良申可召使之由端表於嘉喜門同傳可召使
 之由於賴業應清則先更奈職賴業御使令御使
 之早可奈進之由則右取中臣神祇少別中臣為付
 奈主親隆朝臣有後奈兒牙願奈主親隆朝臣有後奈兒牙願
 不奈七日三願有畏申忘奈神祇少別奈神祇少別
 符卷奈編下奈能廣大入詔東福門入傍則立大極
 殿北壇下西北面先官奈部奈部奈下奈奈進深南
 先取外宮漸幣後下奈之給之捧月上立中臣西次
 奈部東内宮漸幣退立下奈西次中臣奈進
 奈御退立下奈東次奈部下奈後奈奈退出奈